

わかやま紀州館への販売申請についての注意事項

令和7年4月
わかやま紀州館

わかやま紀州館は和歌山県の物産・観光の魅力を発信する拠点として、県内事業者が生産する県産品の首都圏における認知度向上、販路拡大を支援することを目的として、一般加工食品・非食品・生鮮農産物の販売、店頭販売の機会提供をおこなっています。

1 販売の形態

(1) 生鮮農産物以外の一般加工食品ならびに非食品（以下、一般加工食品・非食品）のテスト販売申請フォーム（わかやま紀州館出品申請）（旧様式1）

和歌山県内事業者が販売する一般加工品・非食品について、以下の出品申請要件により、3ヶ月間のテスト販売を実施します。テスト販売の結果は、販売期間中に得られた一般消費者及びスタッフの意見や販売実績などの情報をとりまとめ、事業者にフィードバックし、首都圏への販路開拓に取り組む事業者の支援を行います。

【出品申請要件】

①申請者

- ・県内に主たる事業所を有する法人又は個人であり、申請する商品の販売者であること。

②商品

- ・商品は申請者が和歌山県内で生産（製造）した商品であり、県外で生産（製造）されたものは原則、対象としません。

ただし、以下の商品については、県外で生産(製造)したものであっても対象とします。

- a 県内に生産(製造)する事業者がない等の理由で県外事業者に生産(製造)を委託せざるを得ない事情が認められ、「主たる原材料が県内産」であり、且つそれを「明示している」商品。

- b 主たる原材料は県内産ではないが、県産素材・原料に由来する風味を商品の価値にしており、その風味の「素材・原料が県内産」であり、且つそれを「明示している」商品。

- ・原則JANコードを取得し商品に添付していること。

- ・その他、関係法令に適合した商品であること。

③その他

- ・1申請あたりの商品数は**最大3商品**で、鮮魚、精肉、大型商品及び業務用商品の申請は不可としています。

- ・わかやま紀州館は食品販売を中心とする店舗であるため、非食品販売について、店舗運営上取り扱わない場合があります。

- ・上記出品申請要件に該当しない商品であっても、県から食材提案を受けるなど地方公共団体等と共同で開発した商品や、包括連携協定により地域の活性化等を目的として開発した商品で、食品流通課長が適当と判断したものについては対象とします。

ア 申請方法

以下、申請フォーム（わかやま紀州館出品申請）に必要な事項を記入の上、販売開始希望月の前々月末までにお申し込みください。

URL <https://prefwakayama.form.kintoneapp.com/public/ippankakohinhisuyokuhin>

QRコード



※食品表示の掲載にあたっては、和歌山県作成のチェックリストを確認の上、申請してください。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/producer/hyoujip/hyoujipro_d/fil/checklist.pdf

イ 申請書作成にかかる留意事項

- ① 納品価格は販売価格の70%の金額（小数点以下切捨）を記載してください。
- ② 「商品と特徴」、「本県との関わり・県産品としてのこだわり」、「食べ方・利用方法」、「主なターゲット」欄については、一般消費者に対して、運営するスタッフが商品説明を適切に行うことが出来るよう詳しく記入してください。
- ③ 「販促媒体(POP等)の有無」欄については、販売時に活用するため、商品チラシやパンフレットなどできる範囲で提供してください。
- ④ テスト販売の結果、継続販売とならなかった商品については、販売価格や内容量等が改善された場合は再度申請できます。ただし、内容等の改善が見られないものについては、テスト販売終了後1年が経過するまで、再度申請はできません。

ウ 審査

- ①申請のあった商品は、提出された申請書に基づき、わかやま紀州館（運営受託者）、県庁食品流通課で組織する「わかやま紀州館販売戦略会議」で審査し、審査結果については県から通知し、発注については運営受託者からご連絡します。
※発注日の関係で通知が前後する場合がありますが御了承ください。
- ②審査にあたって必要となる商品サンプルについては、申請書の提出窓口でご相談ください。なお、審査日の前日までに「わかやま紀州館」に商品サンプルが届かない場合は、原則審査対象とはなりませんのでご注意ください。

エ 販売関連

- ①テスト販売期間は、原則3ヶ月間とし、販売は原則毎月1日から行います。
- ②販売手数料は、原則販売価格の30%とし、納品価格は販売価格の70%です。
なお、県と別途取決め等がある場合においては、その定めによるものとします。
※わかやま紀州館が出店する催事イベント等では、上記販売手数料と異なる場合があります、個別相談により取り扱いを優先することがあります。
- ③わかやま紀州館の展示販売行為に関する業務（販売の可否・発注・決済等）は、運営受託者が実施するため、指示に従ってください。
- ④納品・返品送料、代金の振込手数料等の経費については、申請者側の負担となります。
- ⑤テスト販売時における販売形式は消化仕入れによる販売（委託販売）とし、販売期間終了後に売れ残った商品は、着払いで返送します。
- ⑥商品内容や売場の状況から商品選定や開始時期、発注ロットについて調整する場合があります。
- ⑦テスト販売時の売上の代金決済は、3ヶ月間の販売期間終了の翌月末にまとめてお支払いします。

(2) 一般加工食品・非食品の継続販売

3ヶ月間のテスト販売期間終了後、販売実績データ、一般消費者及び運営受託者スタッフの意見、継続販売の可否（店舗全体の品揃え状況、テスト期間中の販売実績等を考慮）について、運営受託者から連絡します。

継続販売可能な商品数は、1事業者あたり**最大10商品**（テスト販売商品を除く）で、販売形式は買取仕入れとなります。

販売手数料は原則販売価格の30%とし、納品価格は販売価格の70%です。ただし、運営受託者との話し合いにより比率を変更することを可能とします。なお、県と別途取決め等がある場合においては、その定めによるものとします。

※現在紀州館で継続販売中の商品が10商品あり、新たに申請する場合は、どの商品と入れ替えるか申請書に記載ください。

※継続販売として取り扱っている商品に関して、販売促進につながるよう、新商品との入れ替えや店頭販売をお願いすることがあります。また、店舗の運営上、運営受託者の判断により商品の取り扱いを終了させていただく場合があります。

※商品購入時に付属する紙袋や化粧箱等（有料、無料問わず）は継続販売可能商品数と見なさない。

（3）生鮮農産物の販売 【様式2 関連】

和歌山県内で生産された生鮮農産物のうち地域等で推奨されている特産品を販売・PRすることで、販路拡大の支援を行います。

なお、生鮮農産物の販売は、申請に基づく**出品希望生産者登録制**となっております。登録申請要件は以下のとおりで、提出された申請書に基づき、わかやま紀州館（運営受託者）、県庁食品流通課で組織する「わかやま紀州館販売戦略会議」での審査を経て登録いたします。

登録した生鮮農産物の中から、時期や価格帯、商品構成等を考慮し、運営受託者から申請者に対し、発注の連絡をいたします。

※登録申請の受理をもって、販売取引の開始するものではありません。ご了承ください。

【登録申請要件】

①申請者

- ・県内に主たる事業所を有する法人、出荷組合又は個人であること。

②対象となる生鮮農産物

- ・県内で生産された生鮮農産物のうち地域等で推奨されている特産品

ア 申請方法

別紙申請書（様式2-1）、登録農産物カルテ（様式2-2）に必要事項を記入の上、各振興局農業水産振興課（和歌山市は県庁食品流通課）に提出してください。

イ 申請書作成にかかる留意事項

- ①出荷予定時期、納品予定価格等は、申請時における予定を記載してください。
- ②「納品価格」欄には、わかやま紀州館への卸価格を記載してください（納品価格に販売手数料を付加して販売価格を設定しています）。また、同一品目において、サイズ・量目が複数ある場合は、申請書に分かるよう記載してください（書ききれない場合は一覧にして、一緒にご提出ください）。
- ③「直送受付」欄には、わかやま紀州館において箱売り等の商品受注を受けた場合における購入者への直接発送の可否について記載してください。なお、この場合においても別途販売手数料が発生します。
- ④「商品説明・こだわり、生産時の特徴等」欄については、一般消費者に対して、運営するスタッフが商品説明を適切に行うことができるよう、詳しく記入してください。

ウ 販売関連

- ①わかやま紀州館の展示販売行為に関する業務（販売の可否・発注・決済等）は、運営受託者が実施するため、指示に従ってください。

- ②出品する商品については、原則買取りとなります。
- ③販売手数料や発注ロット等については、運営受託者から相談させていただきます。
※わかやま紀州館が出店する催事イベント等では、上記販売手数料と異なる場合があります、個別相談により取り扱いを優先することがあります。
- ④納品、代金の振込手数料等の経費については、申請者側の負担となります。

(4) 店頭販促活動 【様式3関連】

首都圏の消費者へ県産品の魅力を発信するため、以下の申請要件を満たす申請者に、わかやま紀州館で店頭販促活動を行う機会を設けております。これから首都圏での販路拡大・認知度向上を考えている商品があれば是非ご活用ください。

※既に「わかやま紀州館販売戦略会議」において審査済の一般加工品又は登録済の生鮮農産物を店頭販売される場合は、申請書の提出は不要です。直接、運営受託者（03-6269-9434）にご相談ください。また、店頭販売の希望日程についても、事前に上記までご相談ください。

※この他、「わかやま紀州館 店頭販売について」との注意事項もあわせてご確認ください。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/kokunai/kishukan/kishukan_d/fil/tentohanbainochu_izikou.pdf

【申請要件】

①申請者

- ・県内に主たる事業所を有する法人、団体又は個人
- ・申請する商品の販売者でない場合は、製造者または販売者から販売の承諾を得ていること。

②商品

- ・原則（1）一般加工食品・非食品（2）生鮮農産物の申請要件に準ずる。

ア 申請方法

別紙申請書（様式3-1）と商品カルテ（様式3-2）又は登録農産物カルテ（様式3-3）に必要事項を記入の上、原則として店頭販売開始希望日の1ヶ月前までに各振興局農業水産振興課（和歌山市は県庁食品流通課）に提出してください。

イ 申請書作成にかかる留意事項

- ①原則（1）一般加工食品・非食品（2）生鮮農産物の留意事項に準ずる。一般加工食品・非食品については、一度に申請いただける商品数に制限はしておりませんが、スペースの都合上、事前に運営受託者にご相談ください。
- ②店頭販売の希望日程については、申請までに運営受託者（03-6269-9434）にご相談ください。

ウ 審査

- ①申請のあった商品は、提出された申請書に基づき、わかやま紀州館（運営受託者）、県庁食品流通課で組織する「わかやま紀州館販売戦略会議」で審査します。審査結果については県から通知します。
- ②審査にあたって必要となる商品サンプル（一般加工品のみ）のわかやま紀州館への送付については、申請書の提出窓口にご相談ください。

エ 販売関連

- ①わかやま紀州館での店頭販促活動については、運営受託者の指示に従ってください。販売台やのぼりポール等の貸出も行っていきますので必要な備品についてお問い合わせください。
- ②納品・返品、振込手数料等の経費については、申請者側の負担となります。

③販売する商品に関しては原則委託販売になります。また、代金決済については運営受託者の規定に従ってお支払いさせていただきます。

2 申請書ダウンロード

ダウンロードURL

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/071700/kokunai/kishukan/kishukan.html>



3 問い合わせ先

(1) 申請書の提出

申請者の所在地の地域	ご提出・お問い合わせ先	住所・電話番号
和歌山市内	和歌山県庁農林水産部 農林水産政策局食品流通課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-441-2814 (直通)
海南市・海草郡	海草振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 TEL 073-432-4111 (代表)
紀の川市・岩出市	那賀振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-63-0100 (代表)
橋本市・伊都郡	伊都振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 TEL 0736-34-1700 (代表)
有田市・有田郡	有田振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-63-4111 (代表)
御坊市・日高郡	日高振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-22-3111 (代表)
田辺市・西牟婁郡	西牟婁振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-22-1200 (代表)
新宮市・東牟婁郡	東牟婁振興局農林水産振興部 農業水産振興課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 TEL 0735-22-8551 (代表)

(2) わかやま紀州館の所在地等

〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館地下1階
営業時間 10:00~19:00 (日曜・祝日は10:00~18:00)
TEL 03-6269-9434 (運営受託者)
FAX 03-6269-9433
URL <http://www.kishukan.com/about/>